

令和6年 経済産業省生産動態統計調査結果

＝岐阜県環境エネルギー生活部統計課＝

1 調査の概要

(1) 調査の目的

鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査であり、経済産業省生産動態統計調査規則（昭和28年通商産業省令第10号。以下「規則」という。）によって実施される。

(3) 調査の範囲

この年報に収録された統計調査の調査範囲は、以下の表のとおり。

◆機械（第1表）

調 査 票 名	従事者50名以上の事業所	
	ボイラ及び原動機	開閉制御装置
	土木建設機械、鉱山機械及び破砕機	民生用電気機械器具
	ポンプ、圧縮機及び送風機	電球、配線及び電気照明器具
	油圧機器及び空気圧機器	通信機械器具及び無線応用装置
	運搬機械及び産業用ロボット	電子部品
	動力伝導装置	電子計算機及び情報端末
	金属工作機械	電気計測器及び電子応用装置
	冷凍機及び冷凍機応用製品	自動車
	業務用サービス機器	自動車部品及び内燃機関電装品
	軸受、軸受メタル及びブッシュ	計測機器
	回転電気機械	光学機械器具及び時計
	静止電気機械器具	
	従事者30名以上の事業所	
	印刷・製版・製本及び紙工機械	ミシン
	農業用機械器具及び木材加工機械	金型
	金属加工機械及び鑄造装置	機械工具
	食料品加工機械、包装機械及び荷造機械	車いす
	全ての事業所	
	航空機	

◆鉄鋼・非鉄金属・金属製品（第2表）

調 査 票 名	従事者50名以上の事業所	
	鉄構物	
	従事者30名以上の事業所	
	架線金物	粉末や金製品（超硬チップを除く）
	ばね	鋳鉄鋳物

弁及び管継手	可鍛鑄鉄及び精密鑄造品
空気動工具、のこ刃及び機械刃物	ダイカスト
従事者20名以上の事業所	
作業工具	鍛工品
非鉄金属鑄物	
従事者10名以上の事業所	
銅・銅合金鑄物	

◆窯業・土石製品（第3表～第6表）

調査票名	調査の範囲
陶磁器	従事者10名以上の事業所
耐火レンガ・不定形耐火物	全ての事業所
セメント・セメント製品	セメント：全ての事業所 セメント製品：従事者30名以上の事業所

◆プラスチック製品（第7表）

調査票名	調査の範囲
プラスチック製品	従事者50名以上の事業所

◆繊維製品（第8表～第11表）

調査票名	調査の範囲
紡績糸	従事者20名以上、又は精紡機800錘以上の事業所及び2以上の事業所を有する企業
織物	従事者10名以上の事業所及び2以上の事業所を有する企業
タフテッドカーペット・フェルト・不織布	従事者20名以上の事業所
染色整理（機械染色整理）	従事者20名以上の事業所

（4）調査の方法

【調査経路】経済産業省－調査客体

【配布方法】郵送

【収集方法】郵送、オンライン

（5）調査事項

生産高、出荷高、販売額、在庫高、原材料、従事者数、機械及び設備

（6）用語の解説

①生産

調査の対象事業所（以下「調査対象」という。）が、国内で実際に生産（受託生産含む。）した製品の数量をいう。ただし、仕掛中の半製品は除く。

なお、生産には調査対象で他の製品に加工又は消費するために生産したものも含む。

（生産金額）

生産数量を契約価格又は生産者販売価格により評価した金額。

ここでいう契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込み料、運賃、保険料、その他の諸掛かりを除き、消費税を含めたものである。

②出荷

調査対象及び調査対象が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量をいう。

（販売）

販売することを目的として、消費者又は販売業者などに出荷したもの。

(販売金額)

販売数量を契約価格又は生産者販売価格により評価した金額。

ここでいう契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込み料、運賃、保険料、その他の諸掛かりを除き、消費税を含めたものである。

③在 庫

調査対象が生産した調査品目の製品及び受入品で、調査対象及び調査対象が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所に、実際に保管してある製品の数量をいう。

(7) 利用上の注意

ア 表中、年計は、生産・出荷・販売については年間の合計、在庫は12月末の値である。

イ 単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

令和 6 年 岐阜県鉱工業生産動態統計調査結果

＝岐阜県環境エネルギー生活部統計課＝

【 I 調査の概要】

1 調査の目的

岐阜県鉱工業指数その他鉱工業生産の動態に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則（平成 21 年岐阜県規則第 38 号）によって実施される県指定統計調査である。

3 調査の期日

毎月の実績を、毎月末日現在で調査したものである。

4 調査の範囲

知事の指定する品目を生産する事業所のうち知事が指定する事業所とする。

5 調査の組織

県－事業所

6 調査の方法

事業所の管理責任者を報告義務者とし、郵送調査又はオンライン調査により行う。

7 調査事項

事業所に関する事項……事業所の名称
事業所の所在地
従事者数
生産品目に関する事項…生産高
出荷高
在庫高

8 利用上の注意

表中の年計は、生産・出荷については年間の合計、在庫は 12 月末の値である。